

秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	秦野市
4. 届出番号	15
5. 独自利用事務の事例番号	109-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	145	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秦野市個人番号の利用事務を定める条例（平成27年10月21日秦野市条例第21号）別表第2の項 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児）の（福祉の増進）を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、重度障害者に対して医療費の一部を助成することにより、（重度障害者）の健康の維持及び生活の安定に役立てるとともに、（福祉の増進）を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号） 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則（平成8年規則第22号）
--------------	--	--

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項1号	秦野市重度障害者医療費助成に関する条例（平成8年条例第25号）第6条第2項 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則（平成8年規則第22号）第7条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務	秦野市重度障害者医療費助成に関する条例第6条第2項に係る医療証申請の調整に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項1号11	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号）第3条第1項及び第4条 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則（平成8年規則第22号）第4条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項1号12	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号）第3条第1項及び第4条 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則（平成8年規則第22号）第4条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報3		

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項1号13	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号）第3条第1項及び第4条 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則（平成8年規則第22号）第4条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項1号14	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号）第3条第1項及び第4条 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則（平成8年規則第22号）第4条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項1号15	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号）第3条第1項及び第4条 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則（平成8年規則第22号）第4条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項1号16	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号）第3条第1項及び第4条 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則（平成8年規則第22号）第4条
-------	------------------------	--

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項1号ロ	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号）第3条第1項及び第4条 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則（平成8年規則第22号）第4条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項1号ハ	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年条例第25号）第4条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	介護保険法の介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報	介護保険法の介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	重度障害者(手帳取得時の年齢が65歳未満の方)
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年06月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	22

保護評価書の名称	重度障害者医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%A7%A6%E9%87%8E%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%B8&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=%EF%BC%91%E6%9B%B8&opn_date_from_day=%EF%BC%92&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=%EF%BC%91%E6%9B%B8&opn_date_to_day=%EF%BC%92&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2